

事例番号:310158

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

3回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 34 週 1 日 超音波断層法で胎児発育正常、羊水量正常

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 4 日

時刻不明 胎動減少あり搬送元分娩機関を受診

15:50-16:06 胎児心拍数陣痛図で、基線細変動消失、一過性頻脈消失あり

16:45 胎児心拍数波形異常の診断で母体搬送され当該分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 4 日

18:00 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 4 日

(2) 出生時体重:2354g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.408、PCO₂ 41.3mmHg、PO₂ 25.9mmHg、HCO₃⁻
25.6mmol/L、BE -1.3mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与

(6) 診断等：

出生当日 低出生体重児、重症新生児仮死、急性循環不全、新生児痙攣

(7) 頭部画像所見：

生後 21 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常があり、低酸素性虚血性脳症の診断

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名、小児科医 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名、研修医 4 名

看護スタッフ：看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 34 週 1 日以降、妊娠 35 週 4 日搬送元分娩機関受診までに生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害である。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 35 週 4 日に胎動減少の訴えで搬送元分娩機関を受診した際の対応(超音波断層法、分娩監視装置装着)、およびノリアシュアリング[®]と判読し、当該分娩機関に母体搬送したことは一般的である。

- (2) 当該分娩機関入院後、分娩監視装置を装着し、胎児心拍数陣痛図上、基線細変動なし、および一過性頻脈なしと判読、胎児機能不全と診断し、超音波断層法を実施して帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると実際の帝王切開決定時刻は不明だが、分娩監視装置装着開始から 60 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) バッグ・マスクによる人工呼吸で新生児蘇生を開始したことは一般的である。
- (2) 出生後にバッグ・マスクによる人工呼吸開始後も心拍数 50-60 回/分程度の徐脈が持続している状況で、生後 6 分に胸骨圧迫を開始したことは一般的ではない。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

新生児蘇生法については、分娩に立ち会うすべてのスタッフが「日本版救急蘇生ガイドライン 2015 に基づく新生児蘇生法テキスト」に則した適切な処置が実施できるよう習熟することが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

胎動減少を自覚した際には、早期に連絡や受診ができるよう、教育や指導を行う体制(母親学級など)を整備することが望まれる。

【解説】 本事例では、妊娠 35 週 4 日の搬送元分娩機関を受診する 2 日前よりあまり胎動を感じなくなったと妊産婦の発言が認めら

れる。胎動減少は胎児健常性の低下を示す自覚症状の可能性もあることなどを、妊産婦の理解の度合いも勘案しながら指導・教育しておくことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 陣痛開始前に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。
- イ. 妊娠経過中に胎動減少を自覚した際に医療機関に連絡することなど、妊娠中の保健指導の充実についての検討が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

陣痛開始前に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。